

JSTOA (会) 23 第 45 号
2023 年 9 月 21 日

各 位

一般社団法人 日本 S T O 協会
会 長 北 尾 吉 孝

「令和6年度税制改正要望」の公表について

一般社団法人日本 S T O 協会（所在地：東京都千代田区、会長：北尾吉孝、略称：JSTOA、以下本協会）は、本協会セキュリティトークン税制ワーキング・グループが中心となり、電子記録移転権利に係る「令和6年度税制改正要望書」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

電子記録移転権利に適用される税制について、同一の商品性を持つ特定受益証券発行信託の受益証券の S T と同等の取扱いとしていただき、投資家が安心して投資できるセキュリティトークン市場の環境整備及び活性化が図れるよう、今後、各方面に働きかけていきたいと存じます。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：

一般社団法人 日本 S T O 協会

担当：会員・総務部

住所：東京都千代田区平河町 1-1-8 麹町市原ビル 8 階

電話：03-6272-8327

e-mail： info@jstoa.or.jp

■ 要望骨子

1. 配当及び収益分配金の課税（申告納税）の取扱い

電子記録移転権利（みなし有価証券のセキュリティトークン）の配当及び収益分配金については、原則雑所得として課税されるが、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（配当所得の課税の特例¹⁾）とすることを要望する。

2. 譲渡所得の課税の取扱い

譲渡価額と取得価額との差額が譲渡所得として総合課税の対象となる電子記録移転権利に係る譲渡所得の課税の取扱いについて、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（申告分離課税）とすることを要望する。

3. 損益通算について

電子記録移転権利は、上場株式等に係る譲渡損益、配当所得との損益通算は行えないところ、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（上場株式等の譲渡損益、配当所得との損益通算）とすることを要望する。

4. 繰越控除

電子記録移転権利は、3年間の譲渡損失の繰越控除が行えないところ、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（3年間の譲渡損失の繰越控除）とすることを要望する。

5. 特定口座への受入

電子記録移転権利は、特定口座への受け入れが行えないこととなっているところ、特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンと同等の取扱い（特定口座への受入）とすることを要望する。

「令和6年度税制改正要望」及び説明資料は、本協会 HP の以下のページからご覧ください。

⇒ <https://jstoa.or.jp/news/>

¹⁾ 特定受益証券発行信託の受益証券のセキュリティトークンは、総合課税、申告分離課税、源泉分離課税のうちから課税方法を選択できることとなっている。